

鳥取県告示第 983 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町下菅字梅ノ木塔11の1、11の2、11の8、11の19から11の32まで、字赤ハゲ谷13の1、13の2、字ヒョウゲ谷110の1、110の2、110の20から110の26まで、字麦ヶ谷142の1から142の16まで、字代代奥谷143の1、143の2、144の1、字杉ヶ谷275の2、276、277、字ヘイサコ278、字セドノ谷364、365の1、字鑪谷366の1から366の21まで、366の29、字小炭谷367の1から367の12まで、字黒谷369、字ナメラ谷370の1、小原字山神谷288、290、291の1、291の2、292、294の2（次の図に示す部分に限る。）、294の3、294の4、294の5（次の図に示す部分に限る。）、字小原家上エ299の1、299の2、300・301の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、301の2、301の3、字大空547の1、547の18（次の図に示す部分に限る。）、547の30、547の31、547の32（次の図に示す部分に限る。）、547の33から547の36まで、547の37・547の38（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、547の39、547の40・547の41（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、547の42、字小原山617、字一ノ谷674から677まで、中菅字滝山578、榎市字ヲンバ谷782、784、786から791まで、793、794の1、794の2、795から798まで、字榎市ノ上へ832、834、字ヒサシ谷841の1から841の3まで、843、844、846、字竹ノ谷880から883まで、字長畑奥954、954の1、955から957まで、959から961まで、963、964、964の1、965、字イモ畑977の1、977の2、978、979、980の1、980の2、981、982、985、門谷字本谷ノ三806の2、字アチ谷ノ三904の1、904の3、904の4、字六郎谷ノ二957の1、字六郎谷ノ三958の1、字六郎谷ノ四959、960の1、961、字峠谷西平ラ962の1、962の3から962の50まで、963、字峠谷東平ラ964の1、964の3から964の5まで、964の7、965、別所字本谷1278の1、1278の9から1278の15まで、1278の17から1278の21まで、1278の47から1278の55まで、1278の64から1278の67まで、1278の103、1278の152、1278の156、1278の159、1278の162、本郷字長塔尻1715、字鍛冶屋原ノ上ミ1851の1、1851の3、1851の9から1851の12まで、字岩田山1853、字岩田奥1854の1、1854の2、1854の11から1854の98まで、1854の101、字南谷ヒナ平1971、字南谷山尻1972の1から1972の9まで、字南谷山1973の1、1973の2、字南谷陰地平1974

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）